

## 標準小作料制度が廃止されました

改正農地法の施行に伴い、従来の標準小作料制度は廃止され、農業委員会は標準小作料に代わり、賃借料情報の提供を行うこととなりました。

### 仙北市農地賃借料情報

平成23年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

仙北市農業委員会

「田の部」

賃金

(円)

地区名		平均額	最高額	最低額	データ数
田 沢 湖	田沢	6,091	8,000	5,000	12
	生保内・潟	9,928	14,000	4,000	356
	神代	15,484	20,000	5,000	103
角 館	白岩	19,070	22,000	12,000	115
	雲沢	14,460	18,495	9,000	60
	中川	16,062	21,000	10,000	70
	角館	—	—	—	—
西 木	桧木内	14,110	16,000	10,000	66
	西明寺	14,932	20,000	13,706	100
仙北市平均		13,466	—	—	880

物納（米）

(俵)

地区名	平均	最高	最低	データ数
市全域	1.25	2.0	0.67	105

「畑の部」

賃金

(円)

地区名	平均	最高	最低	データ数
市全域	5,075	9,876	3,000	7

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 角館は筆数が少数のため、データなし。

※ この数値はあくまでも目安としてのデータです。賃借料を決める場合は、圃場の条件等を勘案し、貸し手農家、借り手農家相互協議のうえ決定してください。

※ 賃借料水準の計算に当たって、分類された区分ごとの全賃借料データの平均値±（平均値×70%）を超えるものを除いています。  
（全国農業会議所 農地の賃借料情報提供の手引きより）

問い合わせ先 仙北市農業委員会事務局（0187-43-2209）